

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザの運営を当法人にお任せいただき、20年が経過しました。我々がこの間大切にしてきたことは「このまちで、このまちの皆様とともに」という、地域の一員であろうとする姿勢です。一方、現在地域ケアプラザの果たすべき役割のうち「地域包括ケアシステム」の構築が、最も重要であると考えており、地域ケアプラザの専門性をもとに、このまちの分析をすすめ、このまちの「課題」だけでなく、「強み」や「魅力」にも着目した取組をすすめています。また、子どもや障害者の支援についても、地域の学校や専門機関と連携し、「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」等とも連動して、対応していきます。

具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 平成25年度から継続して取り組んでいる連合自治会町内会毎の「地域ケア会議」において地域の皆様と検討を進めてきた成果を、「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」第4期に反映していただけるように、地域の皆様と情報共有を行い、協働して取り組んでいきます。
- 2 当地域ケアプラザは、担当エリアの中心部に位置していますが、最寄りのバス停から急な登り坂があること、また上柏尾町や南舞岡などからは、バスを乗り継がなければならないなど、アクセス上の課題もあります。これまでも、エリア内の町内会館や舞岡地区センター等をお借りして行う出張事業に力を入れてきましたが、これからも、より身近な場所での事業展開をより一層図っていきます。また、相談ケースの訪問も積極的に行っていきます。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向き合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障害の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- 5 個別の相談の傾向やエリア分析の結果を行政や専門機関等とも共有し、地域力で課題解決に進んでいけるように支援していきます。
- 6 エリア内の保育園、幼稚園、小中学校、高校と主任児童委員や子育て支援者、地域子育て支援拠点等とのネットワーク化を図り、子育て支援を推進していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

舞岡柏尾地域ケアプラザは、舞岡地区と柏尾地区の2つの連合自治会町内会が担当エリアとなります。エリア西部の国道1号線沿いは、ブリヂストンや山崎製パンなどの大規模工場が並んでいます。エリア東部は港南区に隣接し、南部にかけては、舞岡公園をはじめとする緑豊かなエリア、北部地域は、ミニバスで東戸塚駅付近の商業地と結ばれています。

舞岡地区は、国道1号線から舞岡川沿いに地下鉄舞岡駅を過ぎて、県立舞岡高校までのエリアで、農地が多く、また特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者施設などの福祉施設が多くあります。南舞岡は、昭和40年代後半から分譲が始まった住宅街となっており、舞岡公園に隣接しています。

柏尾地区は、国道1号線沿いの地域から発展が始まり、昭和30年代から40年代にかけて県営住宅や戸建ての分譲地が開発されてきました。近年では、300所帯を超える大規模マンションの建設による子育て層の転入がありました。旧川上地区から独立し、令和2年度には柏尾連合町内会の発足から30周年を迎えます。

担当エリア内には、小学校が3校（柏尾小学校、舞岡小学校、南舞岡小学校）、中学校が1校（舞岡中学校）、県立舞岡高校、横浜市立大学の研究機関（木原生物研究所）があり、それぞれの教育機関と、福祉教育への協力や地域ケアプラザの自主事業などを通しての交流を図っています。

統計データ（「連合別3区分人口・高齢世帯数介護認定」より令和元年9月30日現在）によりますと、エリア内の高齢者人口（65歳以上）は、6,499人、高齢化率27.8%で年々増加しています。単位自治会町内会毎のデータでは、南舞岡一丁目と四丁目は、高齢化率が40%を超えており、上柏尾町も29.1%と市域及び区域と比較しても高齢化の進んだ地域となっています。

2 地域の魅力

舞岡地区は、上記の様に高齢化の進んだ地域（南舞岡）もありますが、区内でも先駆的に住民の自主活動としての高齢者サロン運営を始めており、様々なボランティア活動は活発に行われています。また、近隣の特別養護老人ホームと災害時の協定を結ぶなど、福祉施設が多くあるという、地域の特色を生かした防災への取組も行っています。豊かな自然を生かした地域行事（舞岡川鯉のぼりフェスタ等）も盛んです。

柏尾地区は、多世代が参加できる地域のイベント（インディアカ大会や元旦マラソン等）が盛んで、自治会町内会活動の次世代を担う層の育成にも取り組まれています。要介護認定率（認定者数/高齢者人口）は、15.1%と、市域（18.6%）や区域（17.8%）と比べて大幅に低い数値となっています。これは、地域で参加しやすいサロンや元気づくりステーションの成果の表れと思われます。また、「かしおのこども食堂」などの新しい取組も大きな社会資源となっています。

3 地域の課題

- (1) 地域活動の担い手が高齢化・固定化しています。
- (2) 商業施設や地域ケアプラザ等までのアクセスに課題がある地域もあり、日常的な買い物や社会参加に支障が出ています。
- (3) 災害時の地域での支えあい（自助及び共助）について不安があります。
- (4) 世代間の交流が希薄で、子育て層の孤立化やひとり暮らし高齢者を狙った犯罪（特殊詐欺含む）、空き家の増加などがみられます。

4 具体的な取組

(1) 次世代の育成や男性の地域デビューを図る講座等の開催

「かしおのこども食堂」を地域ケアプラザで定例で行うことで、新たなボランティアの協力が得られるようになり、担い手が増えてきています。また「男の教室」をはじめとする地域ケアプラザの自主事業等を通して、これまで地域の活動に参加してこなかった層に向けて地域での活躍の場を提供していきます。

(2) 出張事業開催・地域で取り組んでいる買い物支援への協力（社会福祉法人の地域貢献も含む）

地域ケアプラザまでのアクセスが良くない地域や、坂道を登ってくることの難しい方に向けた出張事業（町内会館や地区センター等で行う各種講座）を行っていきます。また、買い物支援や、地域で行っているサロンへの社会福祉法人による送迎、コンビニの移動販売などが始まっており、社会資源として定着できるように支援していきます。

(3) 地域拠点防災訓練への参加・災害時に関する講座の開催

柏尾地区、舞岡地区それぞれの拠点防災訓練に地域ケアプラザとして（また福祉避難所として）参加しています。今後も、地域の一員としての役割について、地域の皆様とともに考え、行動していきます。また、災害時の高齢者や障害者への対応について、関係機関（区役所や消防、障害者施設等）と連携して、地域向けに啓発事業などを開催していきます。

(4) 多世代が交流できる事業の開催・他業種が連携して行う権利擁護の推進

「舞柏ケアプラザまつり」をはじめとする多世代が自然に交流できる事業の開催と、保育園・幼稚園・小学校等と地域が自然に交流できるネットワークの構築を目指して地域ケアプラザも協力していきます。また、戸塚区はいわゆる特殊詐欺の被害額が神奈川県内でワースト1となってしまうなど、高齢者をはじめとした判断能力の低下した方を狙った犯罪を防止していかなばなりません。権利擁護にかかる専門職（成年後見制度における弁護士等含む）との連携や、警察、地域住民による見守りネットワークの強化、空き家対策を考えている地域の防犯対策への協力等も行っていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 戸塚区社会福祉協議会との連携

- (1) 「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」の推進や各種連絡会などを通し、地域課題の解決に向けた連携を図っています。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っています。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携しています。
- (4) 第1層の生活支援コーディネーターとともに、地域の社会資源の開発や生活支援体制整備の構築を進めています。

2 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしています。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等と接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めています。
- (3) 戸塚区福祉保健センターと協力し、区内の11地域包括支援センター合同で医療機関名簿を作成していきます。

3 他機関との連携

- (1) ケアマネジャーや専門職等も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に協力しながら、情報の共有を図っています。
- (2) 地域の作業所や障害者後見的支援室等関係団体と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めています。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討して地域にフィードバックしていきます。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有を行い、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

4 地域団体との連携

- (1) 舞岡・柏尾両地区の連合自治会の会合や民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。
- (2) 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者等に関する情報の共有を図っています。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協

力関係を強化しています。

5 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの職種別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業や各種会合などでより充実した取組を行えるように努めています。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の共催等を通して、より広いエリアでの共通課題の解決に向けて対応していきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 基本理念

お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成 27 年に中期経営計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

2 基本方針

- (1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- (3) 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域におけるご相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そ

して、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。

(4) 施設サービスでは、特別養護老人ホームとして神奈川県下最大のベッド数である大型規模老人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下ショートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。

(5) 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。
福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでまいります。

(6) 職員の心身の健康増進に努めています。
平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、平成 31 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス A」の承認を受けました。

(7) 健全で安定した経営を行います。
理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35 年間にわたり、ホームヘルプサービス（訪問介護事業）のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

事業内容は訪問介護事業（27 事業所）・訪問看護事業（5 事業所）の他、地域ケアプラザ（20 館）や特別養護老人ホーム（3 館）の運営、小規模多機能型居宅介護（1 事業所）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●)
- ④ 居宅介護支援事業所 (▲)21事業所
- ⑤ 老人ホーム(◁) 3館
- ⑥ 訪問看護(♥) 5事業所
- ⑦ 福祉用具事業所(●)
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護(✱)



また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業

にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座
「地球の今と災害対策」



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

さらに大規模災害等における地域の福祉避難場所として迅速、的確に機能するよう事業所ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、災害時への備えを強化しています。

業務の透明性や、適正な事業運営を行えるよう、法人として各事業所をバックアップする本部体制も整えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、平成30年度分の消費税納税額は1,186万円です。

3 財政状況の健全性

平成30年度の収入総額は、129億余円でした。

また、制度融資以外の有利子負債は平成19年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部（テナント部分相当分）のみで、計画に基づき返済しています。

平成30年度決算は、総資本回転率1.22回、流動比率221.5%、当座比率221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成30年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金3億8千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

財政面以外でも、35年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人材育成を行っています。

1 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がっています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに力を入れています。

新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。



インターンシップの様子

2 人員配置基準の遵守

当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。

地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。また、有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置してまいります。

3 専門職や経験者配置の工夫

地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者を配置し、信頼と安心を得ています。

地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を一定程度有している職員を、地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職会議を行い、専門性を磨いています。

専門性を身に着けた職員にはスペシャリストとして管理職に当たる専任職制度を設け、その職種をリードする仕組みを設けています。

<専門性を活かした取り組み例>



スケールメリットを活かし、区を越え、法人内20館協働で子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操DVD製作。貸し出ししています。



生活支援コーディネーター事例集の作成

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視しています。また、新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成30年度の研修実績は、総実施件数45回(延べ実施回数100回)、延べ参加職員数は、2,985名となっています。

<研修センター研修実施状況>

<実施回数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	30	17	46	6	99	1	100
H30	33	21	33	12	99	1	100

<受講者数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	616	778	1,416	175	2,985	285	3,270
H30	750	830	1,182	193	2,955	150	3,105

※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人
(H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人

(上) 当法人研修センター主催 研修実績

(右) 介護福祉士実務者研修の様子



(上) 採用時研修



その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

また、当法人では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

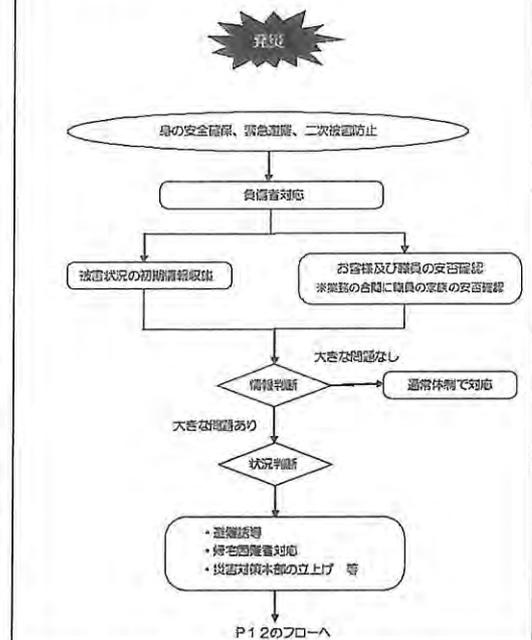
3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

3. 災害が発生したら…

(1) 緊急時の対応フロー



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

- 1 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- 2 お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 3 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1 要望・苦情への対応

法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

2 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

3 「ご意見箱」の設置

地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

4 アンケートの実施

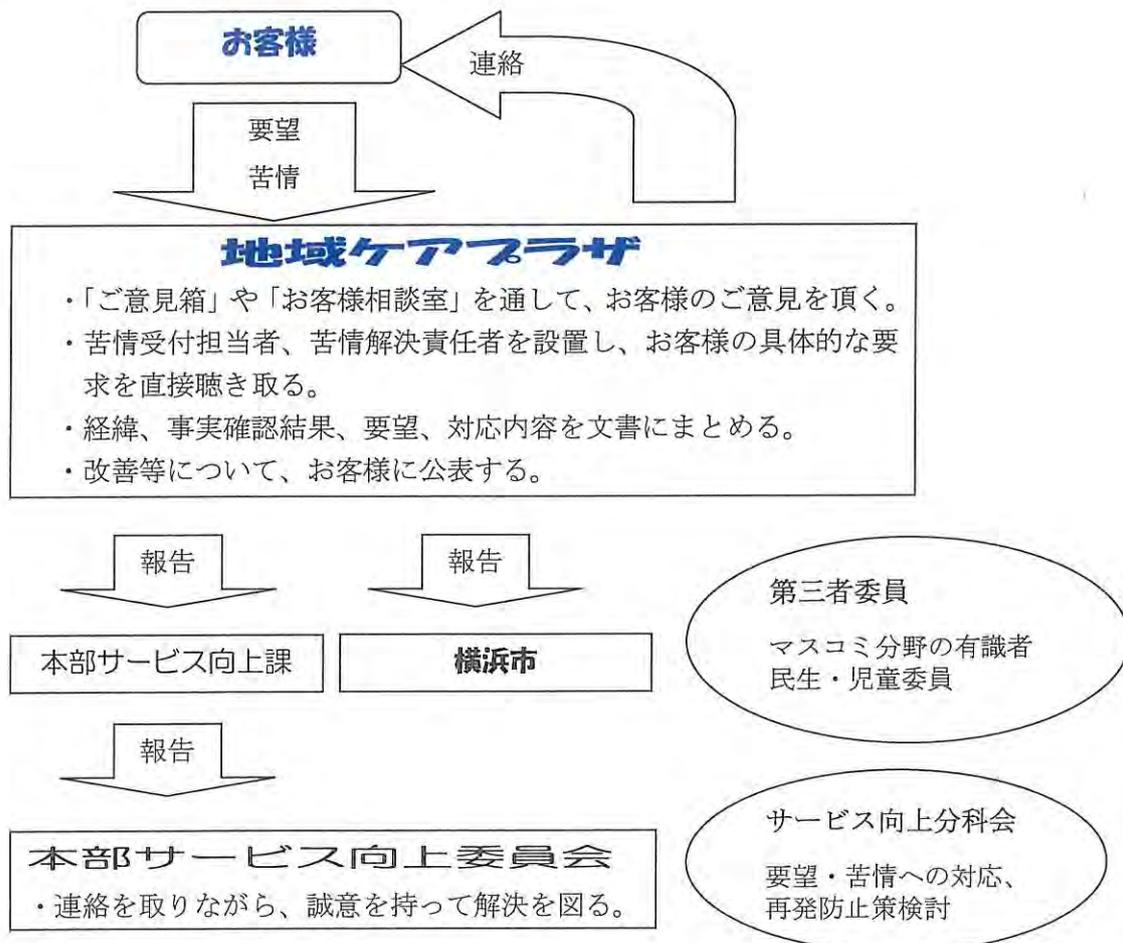
事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

5 「お客様相談室」の設置

お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

6 サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握を行い、サービス向上の推進に努めています。



7 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには意識をもって対応するよう具体的な取り扱いマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

(1) 個人情報保護規程の策定

当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

(2) 研修

全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

(3) 個人情報の取り扱い

ア 実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。

イ 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。

ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。

エ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務である

ことは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

(2) 情報提供

法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

3 人権尊重への取組

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めています。

* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

1 ヨコハマ3R夢【スリム】プラン（市が進める環境都市を目指した政策）の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の

推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。

また、管理職（課長級以上）51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等でのご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙「まいか」（年4回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。なかなかイメージしづらい委託部門（地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業）については、連携して対応していることがわかるような新たなチラシを作成し、周知を始めました。

別途、地域ケアプラザの情報コーナーにも今後の事業についてのチラシを掲示・配架を行っています。

(3) イベントを活用した情報提供

「舞柏ケアプラザまつり」等、イベント実施の機会を利用して今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っています。

(4) 「よこはまウォーキングポイントのポイントリーダー設置」

ポイントリーダーを設置したことで、これまでケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。

2 施設稼働率の現状と目標、利用促進の方針

令和元年度(第3四半期まで)の貸室利用の稼働率ですが、平日午前の多目的ホールは90%を超えています。一方夜間帯は、多目的ホールが20%、ボランティアルーム及び地域ケアルームは、一桁台(それぞれ7%、6%)と低くなっています。令和元年度の6月からは「ケアプラザ de こども食堂」が毎月開催されるようになり、多目的ホールの夜間利用は、前年度の14%から上昇しました。利用率の低さは当地域ケアプラザの立地にも関係すると思われませんが、夜間帯に活動するグループへの声掛けや、地域ケアプラザの自主事業開催も行っています(「星空さんぽ」という天体観測の事業など)。次年度以降は、多目的ホールの夜間帯利用率を30%、ボランティアルーム、地域ケアルームは、それぞれ10%台を目標とします。今後とも地域の活動拠点として、利用促進のPRをすすめていきます。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報しています(令和元年度には、5職種(保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士・生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーター。以下「5職種」という)を紹介して様々な相談に対応している新たなチラシを作成しました)。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応しています。
- 2 地域の相談窓口として、高齢に限らず、障害・子育ての相談対応を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供しています。
- 3 サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員(保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士。以下「地域包括支援センター職員」という)

と所長は月に1回、5職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、法人独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズや課題を抽出、共有し、各職種が連携して支援を行えるように努めています。また通所介護や居宅介護支援、事務の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センターなどと情報交換に努めてまいります。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (3) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員、老人クラブ、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っています。
- 2 舞岡・柏尾両地区の「とつかハートプラン（地域福祉計画）」を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しています。
- 3 「まいかホルダー」や「ちゅーりっぷホルダー」の周知・活用により、地域での見守り活動、徘徊時や緊急時の早期解決に貢献していきます。
※「まいかホルダー」「ちゅーりっぷホルダー」は当法人独自の取組です。地域のご希望者にお渡ししている「まいかホルダー」、当地域ケアプラザの介護保険サービスをご利用いただいているお客様へ提供している「ちゅーりっぷホルダー」は、ともに徘徊時や緊急時に連絡先を提供することのできる仕組みとなっています。
- 4 エリア内の子育て支援関係機関等にお集まりいただき「子育て支援者連絡会」を開催しています。今後も、更なるネットワーク化を図っていきます。
- 5 エリア内のケアマネジャーと民生委員との交流会等を開催し、地域の事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援しています。また「ほっとサロン（ケアマネサロン）」を定期的に開催しており、個別ケースの事例検討なども行っています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動しています。
- 2 戸塚区福祉保健センターとの協議により、第4期戸塚区地域福祉保健計画策定に向けた取組に区内11地域ケアプラザの代表として参画し、戸塚区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有を行なうとともに、地域ケアプラザの立場や考え方をお伝えしています。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組を地域の皆様とともに推進していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

自主事業の企画検討に当たっては戸塚区地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組みます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開しています。
なお、実施にあたっては地域のグループなどの協力を積極的に呼びかけています。
- 2 地域アセスメントに基づき抽出した課題及び地域ニーズを反映した企画を事業化しています。
- 3 参加者に、それぞれの事業の目的やケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしています。
- 4 ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っています。
- 5 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援し

ています。今後は介護予防事業「あおぞら会」を自主化し、元気づくりステーションとすることを目指しています。

- 6 自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括支援センターと共有し解決に向けて協働しています。
- 7 令和2年度は、当地域ケアプラザが開所して20周年となります。これまでの地域の皆様のご支援に感謝をお伝えするとともに、5年後、10年後、20年後も「このまちで、このまちの皆様とともに」との思いを表す記念事業【20周年記念「舞柏ケアプラザまつり」(仮称)】を開催予定です。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行っています。
- イ 高齢者、障害児・者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内しています。
- ウ 特に、利用率が低い夕方から夜間の時間帯について活用していただけるよう、子どもや一般成人等を対象とした自主事業を計画するなど工夫しています。

(2) イベント開催

- ア 「舞柏ケアプラザまつり」(年1回開催)等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行っています。
- イ 地域住民、戸塚区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供しています。

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方にご利用頂けるよう工夫します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っています。年1回開催している「ボランティア交流会」においては、地域ケアプラザで活動している団体や個人だけでなく、エリア内の福祉施設等にも声掛けを行い、地域全体で活動が活発になるような働きかけを始めています。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行っています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいます。

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流担当が、ボランティア活動に関しての相談、情報提供を一元的に行い、地域ケアプラザでの実務経験と福祉介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置しています。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」も毎年開催しています。また、地域での活動の場については、戸塚区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。
- ウ ボランティアがより安心して活動できるように、「ボランティア交流会」において専門知識・介護技術などの研修・講座を開催し、後方支援をしていきます。
- エ 当地域ケアプラザの自主事業である「男の教室」を受講した方を中心にした「男性地域デビューを考える会」を立ち上げて、団塊の世代等の男性が地域でのボランティアを始めるきっかけづくりがスタートしています。
- オ 10年以上活動を続けている「プチボランティア」（高齢者単身世帯等での草刈りや簡単な修繕などを行うグループ）の自主化を図り、新たな活動者の人材募集などの後方支援も行っています。

(2) 活動環境整備

- ア 「ボランティア交流会」を実施し、情報交換を通じて他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。

イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。

ウ 安心して活動が続けられるように、各種のボランティア保険を紹介したり、スキルアップにつながる講座等を開催しています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や5職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙「まいか」を四半期毎に作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示していただいています。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを随時更新していきます。
- (4) 「子育て支援者連絡会」のメンバーと協働で子育て世代向けイベント（「公園遊び」等）を開催するとともに、子育てに関する情報提供を行います。
- (5) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (6) 貸館利用登録団体の活動を周知するために、館内に「ふれあい伝言板」を掲示し、各団体の活動の周知、各団体への参加者の募集などを行っています。
- (7) 貸室利用団体間の交流を図るため、年に1回「交流会」を開催しています。
- (8) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で来所される方に対して、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報

提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。
- 4 生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員の5職種が連携し、その町にあった社会資源の構築を目指します。
- 5 第1層生活支援コーディネーターをはじめ、区役所や関係機関との情報共有と協働を行い、「地域ケア会議」や「とつかハートプラン（地域福祉計画）」とも関連付けながら地域づくりを支援していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

「個別地域ケア会議」を積み重ねてきており、認知症の方を地域で見守る体制構築をすすめる必要性が課題として抽出されてきたため、舞岡地区においては、戸塚区で取り組んでいる「みまもりネット」登録事業者や警察などにも参加していただいた「包括レベル地域ケア会議」を開催しました。また「ネットワーク訪問事業」を行っている地域の皆様を対象にした「認知症サポーター養成講座」の開催も行っています。

柏尾地区においては、地域でデイサービス等のサービスを提供している「NPO法人ワーカーズコレクティブまいそる」と連携して地域のサロンを立ち上げたり、居宅介護支援事業所と協力して地域のサロンを始めたりといった社会資源の構築に努めています。

ケアマネジャーと民生委員の交流会は年に1回開催していますが、「顔の見える関係づくり」から一歩すすみ、実際に個別ケースで連携できている事例も生まれています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

舞岡地区と柏尾地区では、地域特性や担い手も異なるため、それぞれ別に「地域ケア会議」を行ってきました。そこで抽出されてきた課題は、「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」の推進会議や、「包括レベル地域ケア会議」などで地域の方と共有し、社会資源の構築に向けて動き始めています。

舞岡地区では、「みまもりネット」登録事業者との連携を進めることになり、また、柏尾地区では地域で見守る担い手を増やすための「認知症サポーター養成講座」の開催などへつながりました。

地域ケアプラザ運営協議会等、定例の会議以外に地域住民と情報交換をする機会を意識的に設け、地域ケアプラザの地域支援計画についても住民へ説明し共有をします。

- 1 既存の活動との関わりを継続していくとともに、これまで関わる機会の少なかった住民や活動団体とも連携して地域づくりに取り組むことができるよう、関係性の構築を積極的に図っていきます。
- 2 情報共有と関係性の構築を通じて、地域の皆様が必要とする取組が行えるように支援していきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

南舞岡において長年地域住民により運営されている「舞フレンド」（ミニデイサービス）が、いわゆる「サービスB」へと発展する相談を受けています。また、担い手の高齢化が課題となっているため、継続して運営が続けられるように、担い手の育成などについても支援を行っています。

柏尾地区の方々への参加が多い当地域ケアプラザの介護予防事業「あおぞら会」の自主化を進め、元気づくりステーションへと発展していく支援も行っています。

また「男性の地域デビューを考える会」のメンバーとともに、ボランティアの人数を増やしていき、自治会町内会等で行っている魅力的な地域活動へボランティアの紹介も行っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえて対応しています。

- 2 区役所や地域の関係者（民生委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めています。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、5職種の職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげています。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域には、地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所しなくても地域包括支援センターへ相談が出来るよう出張相談や訪問相談に力を入れています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小学校などで「認知症サポーター小学生養成講座」の開催を行っています。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただき地域包括支援センターへつなげていただけるよう、地域の方に向けて様々な機会で開催します。
- 3 「まいかホルダー」を、広く地域住民、商店街、警察署、消防署、病院、サービス事業所などに周知し、認知症の方を地域で見守り、支援する仕組みを作ります。
- 4 エリア内にある横浜市認知症疾患医療センターである「舞岡病院」やグループホーム「ひかり」、小規模多機能居宅介護事業所などに、認知症を地域で支える「地域包括ケアシステム」の一員として協力していただけるようにアプローチしていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 「振り込め詐欺」等の特殊詐欺については、戸塚区が神奈川県内ワースト1の被害額となるなど、啓発が必要な状況となっているため、寸劇など様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知していきます。また「成年後見制度」や「エンディングノート」に関する相談も増えてきているため、専門職（弁護士、司法書士等）との連携も強化していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めています。
- 2 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供しています。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区との定例カンファレンス等で支援方法を検討しています。
- 4 区役所と区内 11 地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしています。
- 5 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めています。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 「ほーめっと」（戸塚区在宅療養連絡会）へ協力し、ケアマネジャーの医療に関する知識の習得と、医療機関との関係づくりを支援します。
- 2 戸塚区在宅医療相談室と連携し、区内 11 地域包括支援センターと共催で、医療関連研修を開催します。
- 3 「ホッとサロン」（ケアマネサロン）や地域ケア会議等に介護・医療関係者の参加を呼びかけ、連携を強化していきます。
- 4 エリア内の特定事業所連絡会と協力して、合同の研修会開催を支援します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議は舞岡地区と柏尾地区を分けて積み重ねを行っています。抽出された地域の課題は、多職種・多機関（民生委員児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で共有し、解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議をそれぞれの地域で行います。

参加される地域の方は、「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」や当地域ケアプラザ運営協議会等のメンバーと重なることも多く、また、テーマとして共通する場合も多いため、それらの会合を「地域ケア会議」としても位置付けていただけるような工夫も行っています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切に、きめ細やかな対応をしています。

(1) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。

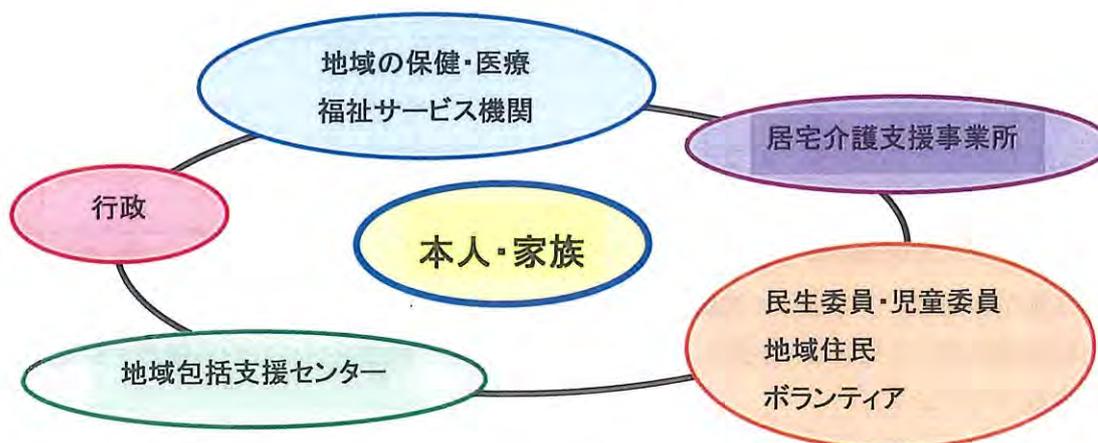
(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

(3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っています。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

当地域ケアプラザは、「地域包括ケアシステム」構築のためにも、介護予防事業および普及啓発活動は大変重要であると考えています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけでなく、普及啓発にも取り組んでいます。

- (1) 既存の元気づくりステーション「ハッピー3」、これから元気づくりステーション化を目指している「あおぞら会」などの活動を支援します。
- (2) 民生委員児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する予防事業対象者の把握に努めています。
- (3) 生活支援コーディネーターと連携し、必要な社会資源の構築を行っていきます。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、介護予防に関する意識の啓発を行っています。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催しています。
- (3) 区役所、戸塚区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をしています。

3 介護予防事業の展開

- (1) 体力向上プログラム、回想法、ウォーキング講座など介護予防に効果のある事業を実施しています。
- (2) 50代～60代向けの運動機能向上に関する事業を行い、介護予防の理解を深めるとともに団塊の世代、特に男性に限定した講座を企画、実施していくことで、将来地域の中で支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター（ボランティア）を育成しています。

4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室やウォーキング教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターとも連携し、自主グループの立ち上げを支援しています。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を積極的に開催しています。
- (3) 地域にできたサロンの自主化に向けて、支援者も含めた継続的活動ができるよう支援しています。

(4) 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施しています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 舞岡地区・柏尾地区それぞれの「とつかハートプラン（地域福祉保健計画）」を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に努めています。
- 2 65才以上の地域住民に対し、外出時の見守りホルダーである「まいかホルダー」を配布することにより、地域ケアプラザとのつながりを強くし、必要時にスムーズな支援が開始できるようにします。
- 3 エリア内のケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士の理解を深め、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援しています。
- 4 個別事例の地域ケア会議を舞岡地区・柏尾地区に分けて実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法の検討を行います。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしています。

また、特定事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう24時間相談体制としています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携

- ・自己実現（ＱＯＬの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

（２）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成します。

（３）サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年１回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討（ケアマネ会議）を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。
- カ 戸塚区ケアマネ連絡会（ケアマネット）の事務局（会計）を担っています（令和元年度）。

（４）他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援の特定事業所として、エリア内の他事業所とともに勉強会や事例検討会を開催しています。

（６）通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

（１）専門性の高い２種類のデイサービス

40人定員の通所介護と12人定員の認知症対応型通所介護の２種類のデイサービスを提供しています。それぞれお客様の在宅生活に役立つ個別性のある機能訓練に力を入れています。

（２）「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

（３）在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

そのためにも、お客様の在宅での様子を把握するアセスメントとケアマネジャーや医療関係者との連携を重視し、個別性の高い通所介護計画書を作成しています。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する制度などがあります。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を可視化することで、お客様が機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫しています。
- イ ご希望されるお客様全員に緊急時や徘徊時に役立つ「ちゅーりっぷホルダー」をお渡ししています。

(2) 当地域ケアプラザ独自の独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションの実施や通信カラオケの活用などで、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。
- イ 地域のボランティア講師のご協力をいただき、コーラスや書道、だるま絵などのサークル活動に力を入れています。
- ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり多世代交流を楽しむ機会となっています。また、毎日地域ボランティアの方々がいらっしやり、ドライバーかけやマーじゃん、お話し相手などをしてくださり、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- エ 複数の筋トレマシーンを設置しており、筋力の維持向上を図っています。
- オ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけでなく、お客様の嗜好や季節等を考慮し、メニューや食材選び、お客様に楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。
- カ 行事食として「出張寿司」「まぐろの解体ショー」「バイキング」等も提供しています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

- (1) 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。
- (2) 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

2 運営費等を低額に抑える工夫

(1) 組織的な取組

- ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- イ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- ウ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

(2) 事務の効率化

地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

(3) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進

ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行しています。

(4) 省エネルギー対策

節水システムの導入及び、電気使用量の節減効果が見込める力率改善用コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることにより、光熱水費の削減を行っています。

あわせて、電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めています。また、不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図っています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 地域活動交流事業

平成 30 年度の自主事業の参加者は 3,508 人でした。多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアルーム等の施設の利用は延べ 12,337 人で、ボランティア活動の参加者は団体活動 77 回、個人活動 829 回でした。

様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒に行ってきました。

2 生活支援体制整備事業

団塊の世代を中心とした「男の教室」を開催し、参加者の中から「男性地域デビューを考える会」が発足しました。地域のインフォーマルサービスの創設や、生活支援・介護予防の充実を図るため、地域の皆様と関係機関等と連携してきました。

3 地域包括支援センター事業

平成 30 年度は総合相談・訪問が延べ 1,712 件でした。令和元年度は第 3 四半期までで 1,218 件となっています。今後も各関係機関と連携し、積極的な周知活動・出張相談等を行いながら、早期の相談、援助につなげていきます。

3 居宅介護支援事業

平成 30 年度末の居宅介護支援のお客様数（実人数）は、要介護 1～5 の方が 121 人、要支援 1・2 の方が 17 人でした。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、ご自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しています。

4 通所介護事業

平成 30 年度の通所介護のお客様は延べ 8,611 人、第 1 号通所事業のお客様は延べ 1,720 人、合計 10,331 人です。認知デイひだまりのお客様は延べ 2,016 人でした。

これからもお客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供していきます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第3期指定管理期間における職員配置実績は以下の通りです。

平成28年度 社会福祉士（加配分） 不在期間 H28.4.1～9.30（183日）

生活支援コーディネーター 不在期間 H28.4.1～4.30（30日）

平成29年度 保健師 不在期間 H29.7.1～8.31（62日）

平成30年度 欠員なし

不在日数合計： 275日

合計配置日数： 6,295日

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象 人 件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象 人 件費)	10,400,000
賃金水準スライド 対象外 人 件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外 人 件費)	800,000
事業費(税込)	自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等)	2,050,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	1,300,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,135,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費削減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費削減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△453,500
施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		16,118,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■■■■■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■■■■■
事業費(税込)	生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費	■■■■■
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	■■■■■
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	26,825,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,300,000
事業費(税込)	材料費、講師謝金等、事業にかかる経費	750,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	300,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,365,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△1,944,000
合 計		29,352,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	介護予防事業にかかる経費	154,000
合計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,118,000	16,118,000	16,118,000	16,118,000	
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,352,000	29,352,000	29,352,000	29,352,000	
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	
		合計(a)~(d)	51,426,000	51,426,000	51,426,000	51,426,000	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	11,420,548	11,477,650	11,535,038	11,592,713	11,650,676
		居宅介護支援 事業	26,452,814	26,585,078	26,718,003	26,851,593	26,985,850
		通所系サービス 事業	136,281,832	138,326,059	140,400,949	142,506,963	144,644,567
	その他収入	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	
	収入合計(A)		226,331,194	228,564,787	230,829,990	233,127,269	235,457,093
内訳	人件費	165,302,451	167,600,155	169,929,797	172,291,821	174,686,677	
	事業費	12,108,859	12,277,172	12,447,824	12,620,848	12,796,277	
	事務費	20,379,770	20,663,048	20,950,264	21,241,472	21,536,728	
	管理費	16,177,659	16,402,528	16,630,523	16,861,687	17,096,064	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	
支出合計(B)		214,318,739	217,292,903	220,308,408	223,365,828	226,465,746	
収支(A-B)		12,012,455	11,271,884	10,521,582	9,761,441	8,991,347	

団体の概要

(令和2年2月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町6丁目31番地 6階			
設立年月日	平成9年1月14日			
沿革	<p>前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。</p>			
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ㉒介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉓居宅介護 ㉔重度訪問介護 ㉕移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	14,007,089,189	13,639,946,889	13,412,692,290
	総支出	13,881,513,750	13,624,858,272	13,413,882,693
	当期収支差額	125,575,439	15,088,617	△1,190,403
	次期繰越収支差額	3,638,575,138	3,545,593,350	3,276,924,691
連絡担当者	<p>【所 属】 地域ケア推進課 【氏 名】 XXXXXXXXXX 【電 話】 045-227-1737 【FAX】 045-227-1701 【E-mail】 XXXXXXXXXX</p>			
特記事項				